

令和3年12月 農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和 3年 12月23日(木) 午後 13時30分 開会

場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 19番 清水 敏明 委員

議席番号 1番 飛澤 正志 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に

ついて



別 紙

出欠	議席 番号	氏 名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	高橋 政宏	
出席	3	高澤 富士子	
出席	4	小野沢 純夫	
出席	5	栗林 俊男	
出席	6	増山 正一	
出席	7	小林 喜代春	
出席	8	清水 勝	
出席	9	春日 孝利	
出席	1 0	中原 義行	
出席	1 1	沼田 浩子	
出席	1 2	佐藤 弘子	
出席	1 3	石田 慶子	
出席	1 4	足立 久子	
出席	1 5	小林 嘉之	
欠席	1 6	酒井 智恵子	
欠席	1 7	齊藤 正人	
出席	1 8	廣瀬 公一	
出席	1 9	清水 敏明	
出席	2 0	松永 晋一	



事務局長

皆さんお疲れ様です。12月の大変お忙しい中お疲れ様です。年内最後の総会になるかと思います。それでは12月の農業委員会総会を始めます。 それでは会長挨拶。松永会長お願いいたします。

会 長

皆さん大変ご苦労様でございます。過日の農地相談、19日には太田地区 の将来を考える会ということで、お忙しいところ出席いただきましてあり がとうございます。昨日ですが、米の目安値、これが北信協議会で飯山市 にも配分されました。前年はそれぞれ地域間調整等で目標は達成されたわ けですが、すでにご存じのように、今年は全体的では作況が101というこ とでございます。持ち越し在庫は前から言っているように200万トンが適 正だということになっておりますが、17万トンをオーバーしているという ことでございます。米の消費量は年々ご存じのように10万トンずつ全国で は減っているというような状況の中で、米価も87%になっている状況だそ うです。これを受けまして転作強化ということで全国では3%前年より生 産を減らすということになっておりますが、長野県の基準に基づきまして、 今年、飯山市には生産数量目標値6,300トン、面積換算で1,119ヘクター ル米を作ってよい面積となります。昨年は目安値が 6,534 トンで 1,156 へ クタールでした。前年に比較して、目安値では234トンの減、面積では41.6 ヘクタール減らす。地域間調整を考慮すると、さらに減って49.6ヘクター ルを減らさなくてはならないということになります。

今までも地区協議会を通じてそれぞれ皆さんにご理解をいただいて配分して参ったわけでございます。基本的には水田全部に米を作付けしようということで、加工米を中心に対応してきましたが、酒やその他の加工原料としての需要も減っている中で、加工だけで対応するのはかなり難しいのではないか、という見通しでございます。飯山市の再生協議会で最終的に方針が出されると思います。その対策としては、米を作っていくには、飼料用米と輸出米ということでございます。飼料用米の取り組みについてはなかなか難しい現状で、今後できることは輸出用米でどのくらい突破できるのかなあと思います。ほかの高収益作物に転換するという手もありますが、なかなか飯山市の田においては湿田ということで条件が厳しいので、やはり基本的には米を作りながら何かそれを達成する方法がないかと検討していかなければならないと思います。また会議がありますので、皆さんそれぞれ知恵を出し合ってこれに対応していただくようにお願いいたします。それでは農地審議の議案が厚くありますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局より経過報告お願いします。

【事務局より資料に基づき経過報告】



議 長 事務局より欠席委員の報告をお願いします。

事務局 欠席委員は酒井委員さん、齊藤委員さんです。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。

飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、 こちらから指名させて頂きます。

それでは、議席番号19番 清水委員さん、1番 飛澤委員さんにお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【 受付番号 34~35番 議案書をもとに説明 】

議 長 先月の申請について審議の結果保留となったものですので、このように取り下げたことにつきまして採決をとります。原案のとおり賛成の方は挙手順います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

議 長 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、14件です。

議案第2号について、受付番号38番から51番は所有権の移転に関する 件になります。

【 所有権移転 受付番号38番~51番

議案書をもとに朗読と説明 】

受付番号38番から51番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議お願いします。

議 長 | ありがとうございました

それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 38番の補足説明お願いします。



15番	降雪のため現場まで行くことができませんでした。夏場の状況としては、 その辺りは遊休地だったと思います。事務局の説明のとおりです。○○さんは障がいがまだ残っていますが、徐々に良くなっており、できれば耕作をしたいとの話です。
議長	39番の補足説明をお願いします。
7番	譲渡人の○○さんは90歳を過ぎていて、もう田はできないということで、 親戚の○○さんに相談したら「やります」ということになったそうです。 特に問題はありません。
議長	40、41番の補足説明は先月の審議の際に説明をしてありますので省きます。42番の補足説明をお願いします。
15番	譲受人〇〇さんは民宿を経営。長期間貸借をしていましたが、〇〇さんが 高齢になり売買することになりました。降雪で現場には行っていませんが 特に問題はありません。
議長	43番~46番の補足説明をお願いします。
9番	43番 今まで他の人に耕作してもらっていた。 44番 周りも売ることになり将来的にも荒らすようになってしまうため 45番 小麦を作っていたが将来的に続けていくことは難しいため 46番 畑は耕作しておらず荒れている。 現場は降雪のため見ていません。
20番	47番ですが、隣に譲受人の○○さんの畑があるということです。 48番は、譲受人○○さんの畑の隣が譲渡人○○さんの畑。面積は少ない が荒れているので○○さんが買うことになったということです。
議長	49番~51番補足説明お願いします
4番	先月と先々月に住宅建設のための5条申請で承認されたものです。今回は その宅地の周りに家庭菜園を作りたいとのことで購入しましたので、特に 問題はありません。
議長	ご意見ご質問等がありましたらお願いします。 ないようでしたら採決をいたします。 受付番号38番~51番については申請どおり賛成の方は挙手をお願いします。



(全員挙手)

議長│ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局よ

り議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の許可申請は1件。

【受付番号 2番 議案書をもとに朗読と説明】

20番 2番補足説明します。

都市計画の用途地域ということですので、問題ないかと思います。

議長│ご意見ご質問がありましたらお願いします。

事務局 基本あってはならないです。農振が除外されないままになっていたという

ことです。農業を振興する土地か、都市計画を振興する土地かというのは 本来なら区別されているはずです。通常だぶらないようになっています。

正しくした場所です。

議長 | 他に質問ありますか?ないようでしたら採決をいたします。議案第3号

農地法第4条の許可申請について 原案のとおり決定することに賛成の方

は挙手をお願いします。

議 長 (全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意

見を送付いたします。

続いて議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局

より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の許可申請は1件。

【受付番号 14番 議案書をもとに朗読と説明】

議 長 14番の補足説明をお願いします

- 6番 │ 積雪があり見ることはできませんでした。耕作はしていないので農振地域



ではありません。本人の土地ではあるが会社が使用するということです。

議 長 ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

11番 太陽光パネル設置向け、周りの農地の方の同意というか説明はどうされているのですか?

11番 あくまで営農型ではなくて。

事務局 そうですね。営農型ではないです。

11番 営農型でないのなら周りを囲まないといけなくなりますね。確認してありますか?

事務局 今回はフェンスの申請はありません。フェンスが必須というわけではなく 低圧です。

11番 土地の有効活用ということを考えると、これはありだと思いますが。結局 地主さんが泣くということにならないように業者の方としっかり話をして いただかないと、あとのメンテナンス費用が年々高くなっていくと思いま すので、そうした場合どういう形になっていくのか、誰が負担するのか、 ということもしっかり決めた方がいいと思います。外様では、設置した業 者が関東の業者であって、管理者になっているが、いつ管理していていつ みているのかという状態で。4年位経っているが、その経過について区の 方でもめたこともありました。そういう案件が出てきた場合、どのように 対応するか考えた方がいいと思います。

事務局 許可申請の中では、地主と借主についてはあまり立ち入ることはできません。県の指導では、事業者が隣地に同意をとるように、集落との協定を結ぶようにお願いしています。

11番 市としてどういう方向性で対応するのか、農業委員に任せられても責任とれないということにもなるので。

事務局 農業委員会としては、農地法に照らし合わせて許可するかしないかという 意見をつけるというのが農業委員会の立場であって、それを越えると裁判 になりかねないです。庁内では関係各課でやりとりします。それぞれの部署で、それぞれの意見を聞いてきいきます。



議長 地主と事業者が経営についてそれでやるとなったら、あとは農地法の規定 に沿い、隣接地の影響等農業に差し障りがあれば許可できないという案件 になるけど、それがなければ農業委員会が口出しをする必要はないと思わ

れます。

他にご意見はありませんか。

それでは採決をいたします。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明お 願いします。

事務局 【貸借 (中間管理) 受付番号 407番~507番 (経典 (経典 基礎)) 受付番号 508番~520番

貸借(経営基盤法) 受付番号 508番~520番 所有権移転(経営基盤法)受付番号 521番~522番

議案書をもとに朗読と説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 | 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」



は、報告事項ですのでそれぞれお読みいただいて、何かご質問があればお
願いします。
よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。
470



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議長	松永 晋	_
19番	清水 敏	明
1番	飛澤 正	志